主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人南谷知成、同櫻木富義連名の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて、 刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(なお、被告人が飼料製造の原料としている鶏羽も、へい獣処理場等に関する法律八条にいう鳥類の肉、皮、骨、臓器等に包含されるとした原判断は、相当である。)。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四八年七月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江 里	! П	清	玄隹
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	高	辻	正	己